



凡例

法42条1項5号道路
(位置指定道路)

法42条2項道路
後退方法については
来庁の上窓口にて
お尋ねください

法43条2項空地
詳細については
来庁の上窓口にて
お尋ねください

建築基準法上
道路扱いなし

◆点線の箇所については窓口にて
お尋ねください◆

◆法42条1項1号道路等一部の
道路は表示していません◆

◆国道、府道、市道の詳細については
各道路管理者へお尋ねください◆

指定道路図の利用にあたってはホームページに記載の利用規約
及び禁止事項を理解し同意したものとみなします。

八尾市ホームページ 指定道路図の公開
利用規約 禁止事項 については右記QRコードから閲覧できます。

